4　工期　平成30年３月30日まで
5　特定ＪＶ競争参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成27年４月３日から平成27年４月27日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで(ただし、最終日の４月27日は午後１時まで。)。
⑵　受付場所　〒840―8502 佐賀県佐賀市本庄町１番地　国立大学法人佐賀大学環境施設部企画管理課総務主担当　電話0952―28―8968
6　特定ＪＶの構成員の数及び資格要件等
次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定ＪＶであること。
⑴　国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　文部科学省において管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は950点（共同企業体の場合の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては880点）以上であること。
⑷　平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事又は全面的（床、壁、天井）な改修工事に伴う機械設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
①　単体又は共同企業体の代表者
㈠　建物用途　病院
㈡　建物規模　鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上４階建て以上かつ延べ面積4,500㎡以上
②　共同企業体の代表者以外の構成員
㈠　建物用途　病院
㈡　建物規模　鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上２階建て以上かつ延べ面積2,000㎡以上
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、上記①の施工実績を有し、その他の構成員は、上記②の施工実績を有すること。また、事業協同組合にあっては、事業協同組合としての上記①の施工実績を有すること。
⑸　建設業法（昭和24年法律第100号）上の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　構成員の数は、２社又は３社とすること。
⑺　結成方法は、自主結成とすること。
⑻　構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　代表者は、施工能力が最大で、かつ出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事又は全面的（床、壁、天井）な改修工事に伴う機械設備工事を施工した実績を有すること。
㈠　建物用途　病院
㈡　建物規模　鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上４階建て以上かつ延べ面積4,500㎡以上
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑾　代表者以外の構成員については、上記６⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑿　文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。
⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
7　資格の有効期間
認定の日から当該工事の完成引渡しが完了する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　企業体の名称は、「○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　同一の者が２以上の共同企業体の構成員となって申請することはできない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成27年４月３日
法務省大臣官房会計課長　佐々木聖子
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
○第144号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等特定役務及び数量　登記・供託オンライン申請システム等の更新に伴う登記情報システムの対応支援業務　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成27年４月23日17時00分（郵送等の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房会計課調達第二係　梅井　勉　電話03―3580―4128
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成27年４月３日から平成27年４月22日まで
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
4　仕様書案の説明会
⑴　開催日時　平成27年４月９日11時00分
⑵　開催場所　法務省大臣官房会計課入札室
5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the services to be required : Support service of the registration information system in update of the Online application system of Registration and Deposition, 1 set
⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　23 April 2015
⑷　Contact point for the notice : Tsutomu Tarui, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8977 Japan. TEL 03―3580―4128

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成27年４月３日
独立行政法人国立病院機構
福山医療センター院長　岩垣　博巳
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　34
○第10903号（№10903）
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27、22、31、16、23
⑵　購入物品及び数量　医療機器備品什器等一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成27年５月７日17時00分（郵送の場合は必着のこと）
⑵　提出先　〒720―8520 広島県福山市沖野上町４丁目14番17号　独立行政法人国立病院機構福山医療センター　企画課長　松浦　義則　電話084―922―0001　内線1310
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成27年４月３日から平成27年５月７日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
4　Summary
⑴　Classification of the products to be Procured : 71, 27, 22, 31, 16, 23
⑵　Nature and quantity of the products to be procured : Medical Devices, For Example 1 set
⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 P.M. May 7, 2015
⑷　Contact point for the notice : Yoshinori Matsuura, Accounting Division, National Hospital Organization Fukuyama Medical Center, 4―14―17, Okinogami-cho, Fukuyama-shi, Hiroshima-ken 720―8520, Japan. TEL 084―922―0001 ext. 1310